(第1号様式)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動分野 | | □木造住宅耐震 | □被災者住宅支援 | □バリアフリー | | □その他一般 | |
| 講習会受講年度  (平成　　　年度)  修了番号 | 講習会受講年度  (平成　　　年度)  修了番号 | 講習会受講年度  (平成　　　年度)  修了番号 | | 講習会受講年度  (平成　　　年度)  修了番号 | |
| 活動を希望する分野の□にチェック(レ印)をしてください。  **アドバイザー名簿登載(更新)申請書**  　私は、｢アドバイザー｣として、制度実施要綱第4条に規定する倫理綱領を遵守することを誓約し、アドバイザー名簿(みえの住まいの人財バンク)への登載および公開を希望します。  　平成　　年　　月　　日  三重県県土整備部長　あて | | | | | | | |
| (フリガナ) |  | | | | 建築実務年数 | | 年 |
| 氏名 |  | | | |
| 連絡先※1 | 〒　　　　　－  　　　　　　　市・郡　　　　　　　　町  ※市町名は原則として常に公開させていただきます。 | | | | | | 非公開希望※2 |
| □ |
| TEL　　　　-　　　- | | | | | | □ |
| FAX　　　　-　　　-　　　　　) | | | | | | □ |
| 電子メール @  □携帯電話向けメールを希望※3 | | | | | | □ |
| (フリガナ)  勤務先の名称  (事業所名・屋号等) |  | | | | | | □ |
|  | | | | | |
| 建築士事務所  登録番号 |  | | | | | | □ |
| 建築関係資格  お持ちの資格を  記載してください | □1建築士　□2建築士　□木建築士  □1建施士　□2建施士　□　　　級　　　　　　　　　　　技能士  □増改員　 □その他建築関係資格(　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | | □ |

※1　県民の方からの相談依頼、県からのお知らせ等で連絡の取れる住所をご記入下さい(ご自宅または勤務先)。

※2　インターネットによる公開を希望しない方は、｢非公開希望｣欄にチェックを入れてください。ただし、氏名、市町名(｢津市｣、｢度会町｣等)は原則として常に公開とさせていただきます。

※3　県からのお知らせを配信する際、携帯電話向けのメールを希望する方は、□に印を入れてください

申込先 三重県県土整備部住宅課住まい支援班

FAX：059-224-3147 E-mail：jutaku@pref.mie.jp

(第1号様式裏面）

**三重県ゆとりある住まいアドバイザー倫理綱領**

|  |
| --- |
| 1. 私は「アドバイザー」として、ゆとりある住まいづくりの促進のため､相談業務を通じて、県民の福祉の向上に努めます。 2. 私は「アドバイザー」として、誠実に業務を行い、関係法令を遵守します。 3. 私は「アドバイザー」として、住宅の設計・施工等に必要な知識の習得及び技術の維持向上に努めます。 |

建築関係資格一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資格の種類 | 根拠法令 | 種別 | 表示略称 |
| 建築士 | 建築士法 | 1級・2級・木造 | 1建築士　2建築士　木建築士 |
| 建築施工管理技士 | 建設業法 | 1級・2級 | 1建施士　2建施士 |
| 電気工事施工管理技士 | 建設業法 | 1級・2級 | 1電施士　2電施士 |
| 管工事施工管理技士 | 建設業法 | 1級・2級 | 1管施士　2管施士 |
| 電気工事士 | 電気工事士法 | 第1種・第2種 | 1電工士　2電工士 |
| 建築設備士 | 建築士法 | － | 設備士 |
| 建築積算有資格者 | 建設省告示918号 | － |  |
| インテリアプランナー | 建設省告示918号 | － |  |
| インテリアコーディネーター | 通産省告示427号 | － |  |
| 建築大工技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1建技能士　2建技能士 |
| 左官技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1左技能士　2左技能士 |
| とび技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級・3級 | 1と技能士　2と技能士  3と技能士 |
| 型枠施工技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1型技能士　2型技能士 |
| タイル張り技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1タ技能士　2タ技能士 |
| れんが積み技能士 | 職業能力開発促進法 | － | れ技能士 |
| ブロック建築技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1ブ技能士　2ブ技能士 |
| かわらぶき技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1か技能士　2か技能士 |
| ガラス施工技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1ガ技能士　2ガ技能士 |
| カーテンウォール  施工技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1カ技能士　2カ技能士 |
| サッシ施工技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1サ技能士　2サ技能士 |
| 建具製作技能士 | 職業能力開発促進法 | 1級・2級 | 1建具技能士　2建具技能士 |
| 増改築相談員 | － | － | 増改員 |

* 増改築相談員とは､国土交通省と厚生労働省が連携している「高齢者の住みやすい住宅増改築・介護機器相談制度」における資格で､公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが認定したものをいう｡